

広島市障害者差別解消推進 条例施行とその取組状況

◎広島市障害者差別解消推進条例の施行

【正式名称】 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

- 平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行
- 平成28年12月議会にて「障害者差別を解消する施策を推進するための条例制定などを求める決議案」の決議
- 平成30年度～令和元年度 条例制定に向けた検討
 - 広島市障害者差別解消支援地域協議会（本協議会）の開催
 - 障害当事者との意見交換会の実施 等
- 令和2年3月24日公布
- 令和2年10月1日施行
- （参考）令和3年6月4日「障害者差別解消法の一部を改正する法律」の公布

◎条例施行後の取組状況

- 令和5年2月1日 条例施行に向けて「障害を理由とする差別の解消に向けた広島市シンポジウム」の開催
 - 110名参加（会場45名、ウェブ参加65名）
 - ※令和3年度：令和3年3月30日開催 76名参加
- 市ホームページによる法及び条例の周知広報
- 障害者差別解消法をテーマとした市政出前講座の実施
 - 令和4年度：5回実施（令和5年1月末時点）
 - ※令和3年度：3回実施
- 事業者向けユニバーサルマナー研修の実施
 - 令和4年度（25名参加）
 - ※令和3年度はまん延防止等重点措置実施のため、中止

◎条例施行後の取組状況

➤ 職員研修の実施

- 全職員対象のeラーニング
- 本庁・区役所職員向け合同研修
- 公共施設や道路の整備等に携わる技術系職員及び窓口対応を行う区役所職員向け疑似体験研修（令和4年度）

内容：目隠し・白杖使用による点字ブロック歩行など

※令和3年度はまん延防止等重点措置実施のため、中止

- 相談体制の整備に向けて、現行の相談窓口である「障害者110番」の拡充（弁護士相談の回数を増加、地域の相談窓口との連携強化に向けた取組）
- 紛争解決の体制整備に向けて、条例に基づく「広島市障害者差別解消調整審議会」の設置及び会議の開催
- みんなのお店ひろしま宣言事業の実施（※資料2-2参照）
※令和3年11月1日から事業開始